

税関検査

税関検査については、次の手続を適用することが昭和36年(1961年)3月の日米合同委員会において合意された。

1. 携帯品の税関検査

- (1) 軍当局が管理する施設又は区域以外の場所からの合衆国要員の入国については一般人の場合に準じて検査する。
- (2) 軍当局の管理する施設又は区域から入国する場合には税関職員はその入国場所での検査権を有する。
その際必要があれば軍当局は税関検査を要するものを確実に税関の検査場所まで送りとどけるものとする。
- (3) あへん、貨幣、紙幣等の禁制品又は不当な数量の物品を発見した時は徴税等適当な処理を行う。

2. 郵便物の税関検査

- (1) 公用以外の小包には内容物及び価格の表示をすることとする。
- (2) 開包する必要があると思われる公用以外の小包は開包して内容物の検査を行なう。
- (3) 禁制品又は不当な数量の物品を発見した時は徴税等適当な処理を行う。